6　電気通信回線の設備

電気通信回線からデータの盗取を防止するため、情報提供等事務に使用する他の情報システムとインターフェイスシステムとを結ぶ電気通信回線について、総務大臣が別に定める高度なセキュリティを維持した行政専用の電気通信回線を使用すること。ただし、情報提供等事務に使用する他の情報システムとインターフェイスシステムが同一の電子計算機室にある等情報の盗取の防止について必要な措置が講じられていると認められる場合については、この限りでない。

7　帯域の確保

情報提供等事務に使用する他の情報システムとインターフェイスシステムとの接続に係る電気通信回線の通信について、情報提供等事務の処理が遅滞なく実施できるよう必要な帯域を確保すること。

8　時刻の管理

情報提供等事務に使用する他の情報システムの管理する時刻の正確性を確保するために必要な措置を講ずること。

第7　地方公共団体情報システム機構における電気通信回線等の管理

1　電気通信回線の設備等

⑴　ファイアウォールによる通信制御

コアシステムと地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機との間にファイアウォールを設置し、必要な通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

⑵　通信相手の認証

コアシステムと機構の使用に係る電子計算機との間の通信について、通信相手相互の認証を行うこと。

⑶　データの暗号化

コアシステムと機構の使用に係る電子計算機との間でデータを送信する場合は、当該データを暗号化すること。

⑷　秘密鍵の厳重な管理

コアシステムと機構の使用に係る電子計算機との間で通信相手相互の認証及びデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講じること。

⑸　専用回線の使用

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、コアシステムと機構の使用に係る電子計算機とを結ぶ電気通信回線について、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。

⑹　帯域の確保

コアシステムと機構の使用に係る電子計算機とを結ぶ電気通信回線の通信について、情報提供等事務の処理が遅滞なく実施できるよう必要な帯域を確保すること。

⑺　予備の回線の設置

通信が途絶しないようにするため、コアシステムと機構の使用に係る電子計算機を結ぶ電気通信回線に予備の回線を設けること。

2　検査用符号の生成及び通知等

⑴　検査用符号の生成及び通知

機構は、情報照会者等から令第20条第２項の規定による通知を受けたときは、符号取得処理検査用符号（総務大臣が令第20条第６項の規定により通知した情報提供用個人識別符号に係る個人番号を構成する整数のうち、検査用数字（令第８条に規定される検査用数字をいう。以下同じ。）以外の各整数の総和を10で除した際に生じた剰余の数。以下同じ。）を生成し、総務大臣に対し、令第20条第４項の規定による住民票コードの通知とともに、当該符号取得処理検査用符号を通知すること。

⑵　住民票コードの通知に係る正確性の確保

機構は、情報照会者等から令第20条第２項の規定による通知を受けたときは、総務大臣に対し、同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コード（当該住民票コードが変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）を正確に通知すること。

第8　特定個人情報の提供の求め及び提供における留意事項

1　情報提供等個人識別符号の取得に使用する電気通信回線の設備等

⑴　ファイアウォールによる通信制御

情報照会者等の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間にファイアウォールを設置し、必要な通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

⑵　通信相手の認証

情報照会者等の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間の通信について、通信相手相互の認証を行うこと。

⑶　データの暗号化

情報照会者等の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間でデータを送信する場合は、当該データを暗号化すること。

⑷　秘密鍵の厳重な管理

情報提供者等の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間で通信相手相互の認証及びデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

⑸　専用回線の使用

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、情報提供者等の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機とを結ぶ電気通信回線について、専用回線を利用すること。

2　情報提供用個人識別符号の適切な取扱い等

⑴　情報提供用個人識別符号の適切な取扱いの確保

ア　情報照会者等は、総務大臣から令第20条第６項の規定による情報提供用個人識別符号の通知を受けたときは、速やかに、当該情報提供用個人識別符号に係る本人を識別するために当該情報照会者等が用いる番号、記号その他の符号又は個人番号（法第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）に正確に紐付けること。

イ　情報照会者等は、情報提供用個人識別符号の紐付けの正確性を確保するために、符号取得処理検査用符号を生成し、総務大臣から情報提供用個人識別符号とともに通知された符号取得処理検査用符号と同一のものであるかどうかを確認すること。

ウ　情報照会者等は、情報提供用個人識別符号を利用する職員等必要な者に対してのみ、当該情報提供用個人識別符号を含む特定個人情報ファイルに関し、必要なアクセス権限を付与すること。

⑵　提供の求めの対象となる特定個人情報の正確性の確保

情報提供者は、法第22条第１項の規定により特定個人情報を提供するため、当該情報提供者の使用に係る電子計算機に格納する同項の提供の求めの対象となる特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと。